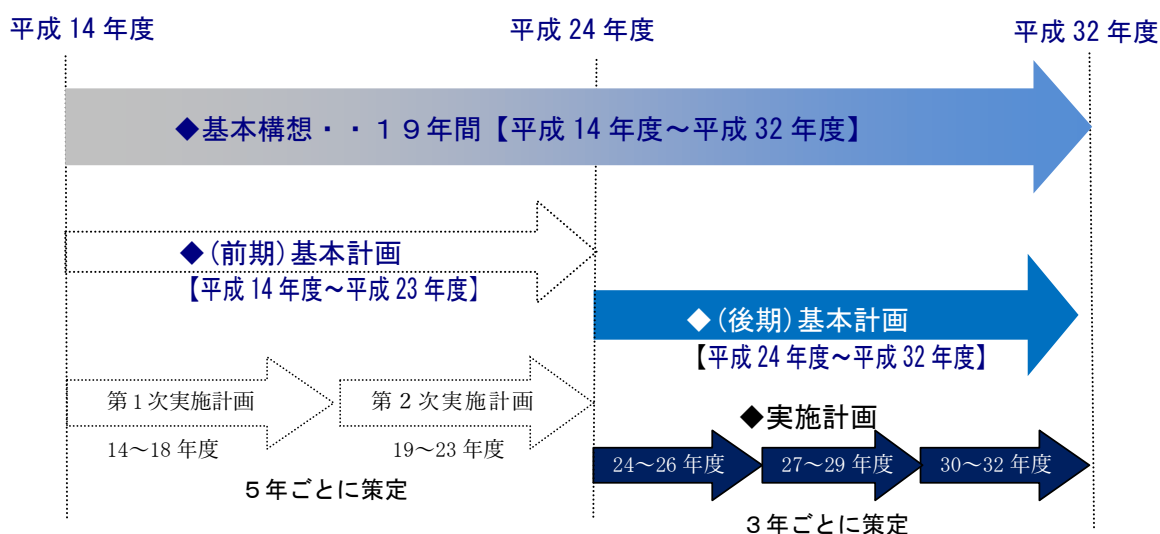


自治基本条例への総合計画の位置づけ等について

1. 現行の総合計画の現状と取りまく背景や課題について

(1) 総合計画の現状

- ・ 現行の総合計画「さむかわ 2020 プラン」は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」をもって構成しています。
- ・ 計画期間は、基本構想が 19 年間、基本計画が 9 年間、実施計画が 3 年間と定めて 2020 年を目標年次（最終年度）としています。
- ・ この計画は、本町の地域特性を生かして、魅力あるまちづくりを進めるため総合的、計画的な行政運営の指針としての役割を持つものです。
- ・ 施策の体系は、5 つの基本目標と 12 の施策の方向によりまちづくりを推進していきます。



(2) 総合計画を取りまく背景

- ・ 地方分権の推進を図るため、平成 23 年 8 月 1 日施行の地方自治法の一部を改正する法律により、基本構想の法的な策定義務が廃止されました。
- ・ これに伴い、総合計画の「策定の必要性」、「策定根拠の位置付けの必要性」、「議決の必要性」については各自治体が判断することとなりました。

(3) 現行総合計画の主な課題

- ・町の事業を総花的に位置付けているため、重点施策や優先度が分かりにくい
- ・行政が行う事業を位置付けているだけであるため、町民の関心が低い

(4) 次期総合計画における基本的な考え方

- ・町政全体を捉えたうえで、重点的、優先的な事業を明らかにします。
- ・行政だけでなく、町民と目標を共有し、町の将来のために町民が「やりたい」事業等を盛り込んだ計画を策定します。

2.次期総合計画の策定や策定根拠の位置づけ、議決の必要性について

(1) 総合計画策定の必要性

- ・社会経済環境が急速に変化する中で、持続可能なまちづくりとして、安定的に継続・発展するためには、長期的なまちづくりの指針である計画が必要となります。
- ・町政運営全体が恣意的で計画性のないものとならないようにするために、改めて総合計画の位置付けとその内容を見直し、町の総合的な方向性を示す計画を策定することといたしました。

(2) 総合計画の策定根拠の位置づけの必要性

- ・総合計画の策定根拠を自治体が制定する法である「条例」に位置付けることにより、その時々の方針に左右されることなく、行政の継続性と安定性を確保できます。
- ・町の最高法規である自治基本条例に総合計画を位置づけることで、町の最上位計画としての役割を明確にすることができます。
- ・自治基本条例の目的や基本理念に基づき、町の目指す将来の姿を明らかにし、これを計画的に実現していくことを明確にすることができます。

【町自治基本条例の目的や意義（抜粋）】

(目的)

第 1 条 この条例は、寒川町の自治の基本理念とまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、まちづくりにおける町民の権利と責任及び町の役割と責任を明らかにすることにより、町民主体の自治の実現を図ることを目的とします。

(自治の基本理念)

第4条 町民と町が目指す自治の基本理念(以下「基本理念」といいます。)は、「町民と町が協働するまちづくり」とし、町民と町がそれぞれの責任を果たしながら、相互に補完し、協力しあつてまちづくりを進めるものとします。

3.自治基本条例の改正案（企画政策課案）について

平成31年1月30日開催の「第6期 寒川町まちづくり推進会議 第3回会議」では、企画政策課より以下のとおり提案。

【当初の提案内容】

- ・第8章 組織運営に（総合計画）の条文を追加します。
（現28条以下を繰り下げる）

第28条(総合計画)

町は、この条例の目的や基本理念に基づき、町が目指す将来像を明らかにし、これを実現するために町の総合的な方向を示す計画（以下「総合計画」という。）を策定します。

- 2 町は、総合計画の進行管理を行い、その進捗状況を公表します。
- 3 町は、行政分野ごとの計画を策定するときは、総合計画に即して定めるものとします。

その後、『第8章の「組織運営」は文字通り町の組織や運営に関する規定にすぎないため、「町民との協働による計画」という趣旨からすると、位置づけ箇所としては適切ではないのではないか』との指摘があり、検討を重ねた結果、総則の中の第5条に掲げられたまちづくりの指針を実現させるための行政側の責務を規定した第6条での位置づけが適切であると判断し、以下のとおり再提案いたします。

【今回の提案内容】

- ・第1章 総則の第6条に以下の文言（下線部分）を追加します。

第6条(町の責務)

町は、まちづくりの指針を実現するため、総合計画に基づいて必要な施策を講じるとともに、適正な町政運営に努めなければなりません。

4.基本構想の議決の必要性について

中長期的な展望やビジョン、町が目指すべき将来像を示した「基本構想」については、住民主体で創り上げ町民・議会・行政が共有すべきものであることから、議会の議決を必要とするものとしします。

また、現行計画では、基本構想に定められた基本目標と施策の方向に基づいて必要な諸施策を示した「基本計画」と、基本計画に定められた施策を具体化するために計画的に実施する事業を示した「実施計画」を策定していますが、両計画にあたる部分については、社会経済環境等の変化に応じて柔軟に見直しのできる計画とするため、首長の責任のもと議決を経ずに策定するものとし、議会としてのチェックについては毎年度の予算編成過程において担保していくこととしします。

なお、上記の内容や、基本構想を議決事件とする法的根拠の整備手法としては、「議会の議決すべき事件を定める条例」（新規制定）を基本に、今後町議会と調整を行うこととしします。